

7. その他必要事項

7.1 概算工事費の算出

施設配置計画等に基づき、概算工事費を表 7-1-1 に示す。

表 7-1-1 新最終処分場概算工事費

工種別	種別	単価	数量	工事費（千円）	備考
場内造成工	掘削・運搬・盛土	2 千円/m ³	20,000 m ³	40,000	
	法面保護工	20 千円/m ²	4,000 m ²	80,000	
転流工	暗渠管	50 千円/m	300 m	15,000	
遮水工	二重遮水シート、固定工等	15 千円/m ²	15,000 m ²	225,000	
場内道路工	コンクリート舗装工	3 千円/m	100 m	300	
地下水集排水設備工	有孔ポリエチレン管設置等	20 千円/m	500 m	10,000	
浸出水集排水設備工	有孔ポリエチレン管φ600	50 千円/m	100 m	5,000	
	有孔ポリエチレン管φ300～	20 千円/m	150 m	3,000	
浸出水取水設備		2,500 千円	1 式	2,500	
浸出水貯留槽工		15,000 千円	1 式	15,000	
雨水集排水設備工	自由勾配側溝	30 千円/m	1,000 m	30,000	
モニタリング施設	モニタリング設備	20,000 千円	1 式	20,000	
飛散防止設備		10 千円/m	300 m	3,000	
洪水調整池工		100,000 千円	1 式	100,000	
搬入道路工	表層工（車道）	5 千円/m	300 m	1,500	
門扉・囲障工	メッシュフェンス設置	15 千円/m	2,000 m	30,000	
管理施設工	管理棟	50,000 千円	1 式	50,000	
	受入計量設備	5,000 千円	1 式	5,000	
	洗車場	10,000 千円	1 式	10,000	
管理用道路工	表層工（車道）	5 千円/m	1,500 m	7,500	
直接工事費 計				652,800	
経費				228,480	35%
工事価格				881,280	
浸出水処理施設改良費				200,000	
計				1,081,280	
消費税相当額				86,502	8%
工事費				1,167,782	
				1,200,000	

7.2 事業方式の検討

事業手法の検討では、一般廃棄物最終処分場整備運営で用いられる公設公営方式、DBO 方式（公設民営方式）、PFI（BTO）方式（民設民営方式）、PFI（BOT）方式（民設民営方式）の 4 事業方式から事業手法を選定する。最終処分場の事業手法比較表を表 7-2-1 に示す。

施設安全性について住民理解が確保しやすいこと、土木工事が主であり民設によるコスト削減効果は見込めないことから、本施設の事業手法は、「公設公営」とする。

表 7-2-1 事業方式比較検討表

	公設公営	(DBO) 公設民営	民設民営 (PFI)	
			BTO	BOT
概要	・公共が施設の設計(Design)及び、そのために要する資金調達を行い、民間事業者が建設(Build)を行う。施設は公共が所有、維持管理・運営も公共が行う方式。	・民間事業者が施設を設計(Design)、建設(Build)し、契約期間にわたり維持管理・運営(Operate)を行っていく方式。そのために要する資金調達は公共が行い、施設も公共が所有する。	・PFI 事業者が施設を建設(Build)した後、施設の所有権を公共に移管(Transfer)したうえで、PFI 事業者がその施設の維持管理・運営を行う(Operate)方式。そのために要する資金は P F I 事業者が調達する。	・PFI 事業者が施設を建設(Build)し、契約期間にわたり所有・維持管理・運営(Operate)を行い、契約期間の終了直前に施設の所有権を公共に移管(Transfer)する方式。そのために要する資金は PFI 事業者が調達する。
資金調達	公共	公共	民間	民間
施設整備	公共	公共	民間	民間
施設所有	公共	公共	公共（施設整備後に移転）	民間（事業終了後に公共に移転）
管理運営	公共	民間（施設整備との一体的事業）	民間	民間
特徴	・市が運営するため地域住民の理解を確保しやすい。 ・発注事務手続きは各自治体規定で対応可能である。	・民間事業者に運営を委託するため、地域住民からの信頼性確保が懸念される。 ・コスト削減は見込めない。 ・設計から建設工事までの期間が長い。	・民間事業者に運営を委託するため、地域住民からの信頼性確保が懸念される。 ・コスト削減は見込めない。 ・設計から建設工事までの期間が長い。 ・事業費削減効果と金利の検証が必要である。	・民間事業者に運営を委託するため、地域住民からの信頼性確保が懸念される。 ・コスト削減は見込めない。 ・設計から建設工事までの期間が長い。 ・事業費削減効果と金利の検証が必要である。
評価	○	△		

7.3 跡地利用計画

最終処分場の跡地利用を行うことは、地域の活性化を助ける等の地域還元ばかりでなく、次の最終処分場の建設に対する住民の理解を得て、継続的に最終処分場の立地を推進するためにも重要である。そこで、具体的な跡地利用については地元と協議しながら進めていく方針とする。

跡地利用の方法としては、自然回帰系、農林生産系、公園・運動施設系、学習・啓発施設系、廃棄物・資源循環施設系、民間活用系、エネルギー系に分別される。

7.3.1 自然回帰系

跡地の利活用を最小限のコストで行う方針として、跡地に植林を行い、森林や雑木林にすることで緑の回復を行い、初期費用と維持管理費用の最小化を目指す。ただし、間伐や枝の打ち払い等の、最小限度の維持管理は必要となる。山間の最終処分場で、跡地利用後の利用人口が少ないと想定される場合に多い。

- ①森林：植林による森林化
- ②雑木林：里山

7.3.2 農林生産系

跡地に商品化可能な樹木、あるいは畑地、牧草地への転用、農業施設の誘致を行うことで、農林生産地としての利活用を積極的に行う。土地は、一般市民や農家、農業法人への貸与を行う。

- ①杉・檜林…木材生産
- ②クヌギ林…椎茸栽培
- ③木の実系樹木林…栗、クルミ等の栽培
- ④果実系樹木林…柿・桃・梨・ブドウ等の栽培
- ⑤農地（畑地）への転用…市民農園、農家や農業法人による耕作
- ⑥野菜工場
- ⑦牧草地
- ⑧酪農施設…養鶏場、養豚場、牛舎等

7.3.3 公園・運動施設系

跡地の利活用を積極的に行う方針として、地域住民や市民が公園や運動施設として利活用できるよう、施設整備を行う。

- ① 児童公園・憩いの広場
- ② 運動公園：ゲートボール場、野球場、サッカー場、テニスコート等
- ③ ゴルフ場
- ④ 自然公園：いこいの森（植林＋公園施設）

7.3.4 学習・啓発施設系

跡地の利活用を積極的に行う方針として、環境啓発や学習の場を提供する目的とした施設整備を行う。しかし、建築物は形質変更規制対象となる可能性がある。

- ① 自然環境学習施設：グリーンパーク等
- ② 廃棄物リサイクル学習施設：エコプラザ等

7.3.5 廃棄物・資源循環施設系

跡地の利活用を積極的に行う方針として、廃棄物や資源循環への社会貢献を目的とした施設の整備を行う。しかし、建築物は形質変更規制対象となる可能性がある。

- ① 小型家電回収ステーション…資源系廃棄物（レアメタル・レアアース）の回収基地
- ② リサイクルプラザ…資源系廃棄物全般の収集・分別施設

7.3.6 民間活用系

跡地の利活用を積極的に行う方針として、土地の立地条件や社会条件等を勘案し、最も社会的利益を生むことが可能な民間の施設を誘致する。しかし、建築物は形質変更規制対象となる可能性がある。

- ① 駐車場…近隣自動車会社、中古車会社等
- ② 物流センター…物流会社の施設等
- ③ 倉庫

7.3.7 エネルギー系

跡地の利活用を積極的に行う方針として、土地の立地条件や社会条件等を勘案し、最も社会的利益を生むことが可能なエネルギー系の施設整備を行う。特に太陽発電施設は、FiT（再生可能エネルギー固定価格買取制度）の導入より跡地利用として事例が増加している。ただし、跡地利用の開始時期は未定であるため、跡地利用を実施する段階でのエネルギー事情を見極める必要がある。

- ① メガソーラー発電所…太陽光発電施設
- ② ウインドファーム…風力発電施設

7.4 整備スケジュール

新最終処分場の埋立開始年を平成 38(2026)年度とした整備スケジュール案を作成し、表 7-4-1 に示す。

表 7-4-1 スケジュール案

	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34(2022)年度	平成35(2023)年度	平成36(2024)年度	平成37(2025)年度	平成38(2026)年度
基本構想											
地元の合意											
地権者への説明											
都市計画変更											
測量											
基本設計・地質調査											
土地取得											
環境アセスメント											
実施設計・地質調査											
新処分場建設工事											
新最終処分場埋立											